

平成28年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積(累計)	10,704ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	196戸
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	18,105,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	44,989,872千円
第1項 営業収益	35,965,958千円
第2項 営業外収益	9,022,904千円
第3項 特別利益	1,010千円

支 出

第1款 下水道事業費用	42,860,693千円
第1項 営業費用	35,200,222千円
第2項 営業外費用	7,098,520千円
第3項 特別損失	541,951千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17,780,600 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 890,350 千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 16,890,250 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	下水道事業資本的収入			56,266,401 千円
第1項	企業債			38,780,000 千円
第2項	一般会計出資金			5,000,821 千円
第3項	国庫補助金			5,004,100 千円
第4項	負担金			30,010 千円
第5項	寄附金			10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入			30 千円
第7項	基金繰入金			7,451,400 千円
第8項	固定資産売却代金			10 千円
第9項	投資収入			10 千円
第10項	その他資本的収入			10 千円

		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出			74,047,001 千円
第1項	建設改良費			18,105,000 千円
第2項	企業債償還金			52,539,440 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費			30 千円
第4項	投資			3,392,531 千円
第5項	予備費			10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
入江崎総合スラッジセンター 運転点検業務委託経費	平成29年度から 平成33年度まで	1,574,001千円
平成28年度 公共下水道建設事業費	平成29年度から 平成30年度まで	10,126,543千円
平成28年度 土地借上料	平成29年度から 平成30年度まで	5,913千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償	平成28年度から 債務消滅時まで	1,797千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道 整備事業	千円 12,422,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 借換債	千円 18,458,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費平準化債	7,900,000	同上	同上	借入れの日から20か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

4,382,181千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,114,360千円である。

平成28年 2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦